

家屋補充課税台帳登録(変更)届出書

令和 年 月 日

(あて先) 加古川市長

新所有者 (届出者)	(〒 -)			
	住所			
	(ふりがな)	氏名	印	※住民CD
	電話() -			

旧所有者	(〒 -)			
	住所			
	(ふりがな)	氏名	印	※住民CD
	電話() -			

下記の未登記家屋につき、所有者を変更しましたので、届出いたします。

なお、当該家屋について不動産登記法による法務局への表示登記を早急に行うことを申し添えます。

家屋所在地	加古川市	※異動KEY			
種類	構造及び建築年	床面積			※棟番号
		1階	1階以外	合計	
	造 葺 階建	m ²	m ²	m ²	
	年 月 日 (新築・増築)				
	造 葺 階建	m ²	m ²	m ²	
	年 月 日 (新築・増築)				
	造 葺 階建	m ²	m ²	m ²	
	年 月 日 (新築・増築)				

変更の場合 年月日及び理由	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他 ()

●共有で所有される場合は、届出者も含めて、共有者全員の住所・氏名・持分をお書きください。

	住所	氏名	持分
共有 構成 者	共有代表者		

- ※印の欄(網掛け欄)は何も記入しないでください。
- この届出は、不動産登記法によるものではありませんから、不動産登記法による登記を早急にされますよう、お願いいたします。登記が完了した場合は、登記の内容が優先されます。
- ご本人確認は売買・贈与による所有権移転時等に所有権移転が確認できる書類がないときのみ行います。

※確認者	※本人確認	※適用年度	※端末入力	※リスト

必要書類については、うら面をご覧ください。

必要書類のご案内

売買・贈与

■ 契約書等、所有権移転を確認できる書類がある場合

1. 家屋補充課税台帳登録（変更）届出書	いずれかに、旧所有者が実印で押印していることが必要です。
2. 契約書等の書類の写し	
3. 旧所有者の印鑑証明書	写し可

■ 契約書等、所有権移転を確認できる書類がない場合

1. 家屋補充課税台帳登録（変更）届出書	旧所有者が実印で押印していることが必要です。
2. 旧所有者の印鑑証明書	写し可
3. 新所有者の本人確認書類の写し	運転免許証、マイナンバーカード等

相続

■ 遺産分割協議によって相続する場合

1. 家屋補充課税台帳登録（変更）届出書	相続人全員が実印で押印したもの。 対象家屋について協議がされていない場合は、同意書（相続人全員が自署・実印押印）が必要です。
2. 遺産分割協議書	
3. 相続人全員の印鑑証明書	写し可
4. 被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡までの戸籍謄本	写し可。法務局の法定相続情報証明制度による法定相続情報一覧図も利用可能です。
5. 相続人全員の現在戸籍の謄本	

■ 遺言書に基づき相続する場合

1. 家屋補充課税台帳登録（変更）届出書	公正証書遺言の場合や、法務局による自筆証書遺言書保管制度を利用していた場合は、検認不要です。
2. 遺言書（家庭裁判所の検認を受けたもの）の写し	
3. 被相続人（亡くなられた方）の死亡が記載されている戸籍謄本	写し可

■ 法定相続分どおり不動産を相続する場合

1. 家屋補充課税台帳登録（変更）届出書	写し可。法務局の法定相続情報証明制度による法定相続情報一覧図も利用可能です。
2. 被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡までの戸籍謄本	
3. 相続人全員の現在戸籍の謄本	

その他

■ 所有者の変更を証する書類がある場合

1. 家屋補充課税台帳登録（変更）届出書	いずれかに、旧所有者が実印で押印していることが必要です。
2. 所有者の変更を証する書類の写し	
3. 旧所有者の印鑑証明書	写し可

■ 所有者の変更を証する書類がない場合

1. 家屋補充課税台帳登録（変更）届出書	旧所有者が実印で押印していることが必要です。
2. 旧所有者の印鑑証明書	写し可
3. 新所有者の本人確認書類の写し	運転免許証、マイナンバーカード等

【お問い合わせ先・提出先】

〒675-8701 加古川市加古川町北在家2000
加古川市役所 資産税課 家屋係 ☎079-427-9167

家屋補充課税台帳の所有者変更年度は、届出時期により異なりますのでご注意ください。

- 1月から3月：翌々年度から変更します。
- 4月から12月：翌年度から変更します。